

# 秋田県総合観光パンフレット印刷・発送業務 委託契約に係る条件付き一般競争入札公告

## ○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年1月6日

秋田県知事 鈴木 健太

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託事業名

秋田県総合観光パンフレット印刷・発送業務委託（以下「業務委託」という。）

#### (2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

#### (3) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約書案、業務委託仕様書、その他の入札に関する書類は、令和8年1月6日（火）から16日（金）午後5時までの期間において、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

#### (2) 問い合わせ先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 調整・国内誘客チーム

TEL 018-860-2261

FAX 018-860-3868

電子メール [Kanko@pref.akita.lg.jp](mailto:Kanko@pref.akita.lg.jp)

(3) 当該入札行為及び仕様書等に関する質問は、（様式第8号）により、受付する。

・提出期限： 1月13日（火）

・提出場所： 2の（2）

・提出方法： 電子メール

・回答期限： 1月14日（水）

### 3 入札執行の場所及び日時

令和8年1月23日（金） 午前10時00分

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階 観光文化スポーツ部会議室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県内に本社（本店）を有すること。
- (5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱に基づいて作成された秋田県物品供給業者等登録名簿において、「印刷類A級」または「印刷類B級」に登載されていること。
- (6) 当該入札に係る業務委託仕様書の交付を受けていること。

#### 5 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）を次に定めるところにより提出しなければならない。
  - ① 提出期間  
令和8年1月6日（火）から16日（金）まで。  
ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号に規定する県の休日）を除く。
  - ② 提出時間  
午前9時から午後5時まで
  - ③ 提出場所  
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 調整・国内誘客チーム
  - ④ 提出部数  
1部
  - ⑤ 入札参加資格確認申請書の配布  
本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布する。
- (2) 入札参加資格の確認は、提出期限の日をもって行う。
- (3) 入札参加資格確認申請書提出後の申請書への追加及び変更は認めない。
- (4) 参加資格の確認結果については、1月19日（月）までに、電子メールにより通知を行う。
- (5) 入札参加資格確認申請書に虚偽記載があった場合は参加資格の取り消しを行う。
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書の提出後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第2号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (7) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面（様式

任意)によりその理由の説明を求めることができる。

- ・提出期限： 1月21日(水)
- ・提出場所： 2の(2)
- ・提出方法： 電子メール
- ・回答期限： 1月22日(木)

## 6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第160条第2項に定める担保(銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、株式会社ゆうちょ銀行の発行する振替払出証書、株式会社ゆうちょ銀行の発行する為替証書)の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、入札保証金の納付は、入札開始の前までに、秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課が発行する納入通知書により行うこと。

また、入札保証金の還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他の者は入札終了以降に行う。

- (2) 入札保証金の納付を免除される者については、入札保証金免除申請書(様式第3号)に免除の事由を証する書類を添付して5(1)①に定める提出期間内に提出し、審査の結果免除を認められた者とする。

## 7 入札の執行

- (1) 5により入札参加資格を有すると確認された者は、開札予定日時に入札会場に入札書等を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

また、入札書は、別紙入札書(様式第4号)を、再入札の際は、別紙再入札書(様式第5号)を使用するものとする。

なお、代理人が入札を行う場合には、別紙委任状(様式第6号)を提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の1100分の100に相当する金額を入札書(様式第4号)に、再入札にあつては再入札書(様式第5号)に記載すること。

- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

- (4) 入札は2回を限度とし、落札候補者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

- (5) 入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。  
この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

## 9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
  - ① 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ② 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 10 契約保証金

- (1) 落札者は、契約希望金額の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、株式会社ゆうちょ銀行の発行する振替払出証書、株式会社ゆうちょ銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

契約保証金の還付は、当該契約に係る義務履行があったときに行うものとする。

- (2) 契約保証金の納付を免除される者については契約保証金免除申請書（様式第7号）とともに、県を被保険者とする履行保証保険契約書を契約締結時までに提出し、免除を認められた者、又は、過去2年間に国又は地方公共団体との間で当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書、支払通知書の写し等）を提出し、審査の結果免除を認められた者とする。

## 11 その他

- (1) 入札参加者は印鑑を持参して参加し、代理人の場合は委任状を提出すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が4に掲げる資格を満たさない

こととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

- (4) 契約の手続きにおいて使用する通貨及び言語は、日本国通貨及び日本語とする。